明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通三八）　一
〔告示〕
○重要文化財を国宝に指定する件（文部科学九四、九五）　七
○旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定された物件を重要文化財に指定する件並びに旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定を取り消す件（同九六）
○有形文化財を重要文化財に指定する件（同九七～一〇三）　二
○国宝に有形文化財を追加して国宝に指定する件（同一〇四）
○重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件（同一〇五～一〇八）
○国宝の員数を改める件（同一〇九）
○重要文化財の名称及び員数を改める件（同一一〇）　三
○重要文化財の名称を改める件（同一一一）
○有形文化財を登録有形文化財に登録する件（同一一二）
○文化財を重要文化財に指定する件（同一一三）
○伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定する件（同一一四）
○子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（国土交通七〇三）
○船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第六条第一号の規定に基づき、運輸大臣が定める日数を定めた件を廃止する告示（同七〇四）
〔公告〕
諸事項
官庁
税理士懲戒処分関係
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認関係
地方公共団体
公債抽せん（東京都区）、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

省令

○国土交通省令第三十八号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第五条第二項及び第四項、第六条第一項第二号及び第三項、第七条第二項、第八条第二項及び第三項、第九条第二項第一号、第九条の二第一項、第十一条第三項、第十六条の二第一項及び第二項、第十六条の五第一項及び第二項、第十九条第二項（同法第二十条第一項において準用する場合を含む。）、第二十三条第一項及び第二項並びに第五十九条の規定に基づき、船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十九日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　原口　一博

船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令

船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「以下この条において「配偶者」という」を「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ」に改め、同条第五号中「配偶者」を「前号に規定する配偶者」に改め、同条第六号中「事情により」の下に「第四号に規定する」を加え、同条に次の二号を加える。

七　法第五条第一項の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、二週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。

八　法第五条第一項の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

第四条の二第一号中「この条及び第五条第一項第八号において」を削る。

第五条第一項中「記載した育児休業申出書を」を削り、「提出する」を「申し出る」に改め、同項に次の一号を加える。

十二　法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の申出により子の一歳到達日の翌日以後の日に育児休業をする場合にあっては、当該申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該船員の配偶者がしている育児休業に係る育児休業期間の初日以後である事実

第五条第三項中「書面で」を削り、同項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第十一号まで」を「第十二号まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2　前項の育児休業申出及び第八項の通知は、次のいずれかの方法（第二号、第三号及び第四号に掲げる方法にあっては、事業主が適当と認める場合に限る。）によって行わなければならない。

一　書面を提出する方法

二　ファクシミリ装置を用いて書面を送信する方法

三　電子メールを送信する方法（船員及び事業主が当該電子メールの記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

四　前三号に掲げるもののほか、電気通信回線を通じて事業主の使用に係る通信端末機器に情報を送信する方法（船員及び事業主が当該情報を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）